

障害福祉関係ニュース 平成27年度13号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算330号
(平成28年1月8日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がとりまとめられる …P. 1
- 2 平成28年度予算案が閣議決定される
～障害福祉サービス関係費は前年度比710億円(6.5%)増となるも、概算要求額を112億円下回る～ …P. 2
- 3 事務連絡「施設等における特定個人情報の取扱いについて」が発出される
～障害者施設の入所者の特定個人情報(個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報)の取扱いについて周知されています～ …P. 8
- 4 事務連絡「障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について」が発出される ～マイナンバー制度の障害分野に特化した留意事項が示される～ …P. 12
- 5 平成26年度「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」が公表される～施設従事者等による虐待で、相談・通報件数は減少、虐待件数は増加～ …P. 15
- 6 厚生労働省「障害福祉サービス等経営実態調査見直し検討会」(第3回)が開催される
～報告書案が了承、回答率の向上が大きな課題とされる～ …P. 16
- 7 内閣府「障害者政策委員会」(第28回)が開催される
～障害者権利条約に基づく第1回政府報告案について確認～ …P. 18

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がとりまとめられる

社会保障審議会障害者部会(部会長:駒村康平慶應義塾大学教授)において、今年4月から行われていた障害者総合支援法施行後3年の見直し検討について、その報告書が12月24日(木)にとりまとめられ、公表されました。

12月14日に開催された第79回障害者部会においては、数か所で部会長、意見を述べた委員、事務局間での引き続きの調整を要することとなり、その調整が済み次第、報告書は公表されるとの説明が事

務局からありました。その際には、当初の予定である平成27年内のとりまとめとなるかの明確な説明はありませんでしたが、予定通り平成27年内の決着となりました。

第79回障害者部会において示された報告書案からの変更箇所は、本ニュース329号(12月21日)で報告した5か所(詳細は329号参照)に加え、「6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について」(頭の数字は報告書の中の項目の標記、以下同様)の現状・課題において、意思疎通支援に「社会参加の促進と安全確保の側面」があることが追記されました。

今後は、同報告書に基づき障害者総合支援法の見直しの作業が進められることとなりますが、第79回障害者部会の最後に藤井障害保健福祉部長から説明があった通り、法改正が必要なものは本年平成28年の通常国会に上程されることとなり、次期報酬改定(平成30年)で対応するものはそこでの具体的な検討となります。法改正が必要な事項としては、報告書の中で「新たに位置付けるべき」と言及された、「1. 常時介護を要する障害者等に対する支援」の地域生活を支援するための「適時のタイミングで適切な支援を行うサービス」、「3. 障害者の就労支援」の「就労定着に向けた支援を集中的に提供するサービス」の創設などが見込まれます。

報告書の全文は、以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107941.html>

2. 平成28年度予算案が閣議決定される

～障害福祉サービス関係費は前年度比710億円(6.5%)増となるも、概算要求額を112億円下回る～

12月24日(木)、平成28年度予算案が閣議決定されました。一般会計の総額は96兆7,218億円(27年度当初予算比3,799億円増・0.4%増)となりました。

歳入に占める税収は57兆6,040億円、公債金は34兆4,320億円であり、公債依存度は35.6%(27年度は38.3%)に達しています。歳出については、国債費が23兆6,121億円と歳出全体の24.4%を占め、これを除いた基礎的財政収支対象経費は73兆1,097億円となります。その内、社会保障関係費は31兆9,738億円に達し、歳出全体の33.1%を占めています。

厚生労働省予算案は、30兆3,110億円(同3,963億円増・1.3%増)に達しました。その中の社会保障関係費は29兆8,631億円(同4,126億円増・1.4%増)です。社会保障関係費の内訳は、年金11.2兆円(37.7%)、医療11.5兆円(38.7%)、介護2.9兆円(9.8%)、福祉等4.0兆円(13.3%)、雇用0.2兆円(0.6%)となります。

障害保健福祉部関係の予算案については1兆6,375億円(同880億円増・5.7%増)、その内の障害福祉サービス関係費については1兆1,560億円(同710億円増・6.5%増)に達しましたが、いずれも概算要求額を下回りました(それぞれ191億円と112億円の減)。

以下、障害保健福祉部予算案の概要(抜粋)を掲載していますので、ご参照ください。

平成28年度 障害保健福祉部予算案の概要（抜粋）

※括弧内の金額は〔概算要求額／27年度当初予算額〕

◆予算額 1兆6,375億円〔1兆6,566億円／1兆5,495億円〕 対前年度比+880億円、+5.7%

◆障害福祉サービス関係費（自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業）

1兆1,560億円〔1兆1,672億円／1兆849億円〕 対前年度比+710億円、+6.5%

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1兆6,375億円〔1兆6,292億円／1兆5,247億円〕

○ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保 9,701億円〔9,953億円／9,330億円〕

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

(2) 地域における障害児支援の推進

1,458億円（うち障害福祉サービス関係費は1,395億円）

〔1,312億円（うち障害福祉サービス関係費は1,248億円）／1,120億円（うち障害福祉サービス関係費は1,055億円）〕

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などの支援を受けられるよう、それに係る必要な経費や家族支援の充実を図るために必要な経費を確保する。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 464億円〔470億円／464億円〕

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、障害支援区分認定等事務等の一般財源化を図るとともに、事業の着実な実施を図る。

(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 70億円〔93億円／26億円〕

一億総活躍社会の実現にむけて障害児・者が地域で安心して生活し、それぞれの能力を発揮できるよう、就労移行支援、就労継続支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図るとともに、障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備やきめ細やかな支援を行うための小規模な形態による体制の整備を推進する。

(5) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,301億円〔2,341億円／2,234億円〕

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(6) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,603億円〔1,615億円／1,557億円〕

特別児童扶養手当（1,213億円）、特別障害者手当等（390億円）。

(7) 障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進 地域生活支援事業（464億円）の内数

〔地域生活支援事業の内数／地域生活支援事業の内数〕

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進【一部新規】

14百万円〔14百万円／3.8百万円〕

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

(8) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 **11億円**〔11億円／11億円〕

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(9) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成 **地域生活支援事業(464億円)の内数**
〔地域生活支援事業の内数／地域生活支援事業の内数〕

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施する。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 **1.6億円**〔1.6億円／1億円〕

筋電義手などのロボット技術を活用した障害者向けの自立支援機器などの開発(実用的製品化)の促進を図る。

(2) 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】 **1.5億円**〔1.7億円／1.3億円〕

芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、障害者の芸術文化活動への支援方法や著作権の権利保護等に関する相談支援などを行うモデル事業の実施、障害者の芸術・文化祭の充実を図る。

(3) 障害児・障害者の社会参加の促進 **27億円**〔26億円／25億円〕

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、盲ろう者向け通訳者養成等を支援し、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

204億円(※地域生活支援事業計上分を除く)

〔210億円(※地域生活支援事業計上分を除く)／207億円(※地域生活支援事業計上分を除く)〕

(1) 長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

80百万円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

〔1.1億円及び地域生活支援事業の内数／1.3億円及び地域生活支援事業の内数〕

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県において、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための広域調整及び関係機関との連携等を図る。

さらに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」取りまとめで提示された精神障害者の地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証することにより、精神障害者の退院促進や地域定着を支援する。

また、難治性患者に対して専門的な治療を実施するために、医療機関間のネットワークの構築等による支援体制のモデル事業を行う。

(2) 精神科緊急医療体制の整備 **14億円**〔15億円／—〕

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を合併している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、引き続き体制を整備する。

(3) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備

地域生活支援事業(464億円)の内数〔地域生活支援事業の内数／地域生活支援事業の内数〕

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援や関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ（他職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援体制を確保する。

(4) 摂食障害治療体制の整備

13百万円〔13百万円／20百万円〕

「摂食障害治療支援センター」を試行的に設置し、急性期の摂食障害患者への適切な対応や医療機関等との連携を図るなど、摂食障害治療の支援体制モデルの確立を目指す。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備【一部新規】

31百万円及び地域生活支援事業（464億円）の内数

〔44百万円及び地域生活支援事業の内数／30百万円及び地域生活支援事業の内数〕

大規模自然災害・事故等による被災者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム（DPAT）の定期的な連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、災害等発生時の心のケア対応として、DPAT 派遣に係る連絡調整業務や心のケア活動への技術的指導を行うとともに、被災者の心のケアに関する調査・分析を行い、東日本大震災や今後発生する災害等による被災者の支援に資する情報を提供する。

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

【一部新規】

185億円〔189億円／189億円〕

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を図るため、心神喪失者等医療観察法を円滑に運用するとともに、指定入院医療機関の確保や通院医療を含む継続的な医療提供体制を整備する。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、医療の質の向上を図るほか、新たに、地方厚生局単位で指定医療機関と関係機関による検討会を開催し、地域連携体制の更なる強化を図る。

(7) てんかんの地域診療連携体制の整備

9百万円〔11百万円／10百万円〕

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等を試行的に実施するとともに、各拠点機関で集積した知見の評価・検討を行う「てんかん診療全国拠点機関」を設置し、てんかんについての支援体制モデルの確立を目指す。

(8) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

地域生活支援事業（464億円）の内数〔地域生活支援事業の内数／地域生活支援事業の内数〕

医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、相談支援事業所等における退院支援の体制整備を支援する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2.0億円（※地域生活支援事業計上分を除く）

〔2.2億円（※地域生活支援事業計上分を除く）／1.4億円（※地域生活支援事業計上分を除く）〕

(1) 発達障害児・発達障害者の地域支援機能の強化

地域生活支援事業（464億円）の内数

〔地域生活支援事業の内数／地域生活支援事業の内数〕

乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備や、困難ケースへの対応、適切な医療の提供に資するため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携強化を図る。

また、都道府県等において、ペアレント・プログラム（※1）等を通じた家族支援体制の整備や発達障害特有のアセスメントツール（※2）の導入を促進する研修等を実施する。

※1 ペアレント・プログラム：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶための簡易なプログラム。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(2) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

① 支援手法の開発、人材の育成【一部新規】

1. 3億円 [1.6億円/0.7億円]

発達障害者等を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援、切れ目のない支援等を整備するためのモデル事業を実施する。その際、新たに、地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応が行われるよう支援手法の開発を行う。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、発達障害者の就労支援に関する支援を行うとともに、発達障害者等支援の地域マネジメントに携わる者や強度行動障害者支援に携わる者に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。さらに、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、かかりつけ医等の医療従事者に対して、対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組む。

② 発達障害に関する理解の促進【一部拡充】

53百万円 [53百万円/50百万円]

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。さらに、「発達障害情報・支援センター」の機能強化を図るとともに、新たに専門家等と連携を図りつつ、自治体等に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言を行う。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発を行う。

(3) 発達障害の早期支援

地域生活支援事業(464億円)の内数

[地域生活支援事業の内数/地域生活支援事業の内数]

市町村で、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

10.9億円(※地域生活支援事業計上分を除く)

[10.9億円(※地域生活支援事業計上分を除く)/10.9億円(※地域生活支援事業計上分を除く)]

(1) 工賃向上のための取組の推進

2.3億円 [2.3億円/2.8億円]

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所などに対し、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うとともに、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施することにより、利用者の工賃向上を図る。

また、共同受注窓口の体制整備や、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

7.5億円 [7.5億円/8.1億円]

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(3) 農福連携による障害者の就農促進【新規】

1. 1億円 [1. 1億円/ー]

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につなげるため、障害者就労施設への農業の専門家の派遣、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

(4) 就労支援の充実強化

地域生活支援事業（464億円）の内数

[地域生活支援事業の内数/地域生活支援事業の内数]

就労支援を行う事業所のノウハウの充実を図り、企業等での就労を希望する障害者への支援を強化するとともに、企業等で働く障害者のための交流や生活面の相談支援の場の提供等により障害者の就労支援を推進する。

5 自殺対策の推進

32億円 (※地域生活支援事業計上分を除く)

[9. 9億円 (※地域生活支援事業計上分を除く) / 4. 6億円 (※地域生活支援事業計上分を除く)]

(1) ~ (4) <略>

(5) 地域自殺対策強化交付金等の移し替え

26億円 [ー/ー]

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」に基づき、内閣府が所管する自殺対策業務が平成28年4月から厚生労働省に移管されることに伴い、厚生労働省において地域自殺対策強化交付金等の適正な執行を図る。

6 薬物などの依存症対策の推進

1. 1億円 [1. 9億円/1億円]

7 東日本大震災からの復興への支援

30億円 [44. 7億円/26. 2億円]

(1) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）

14億円 [25億円/6. 7億円]

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援（復興）

3億円 [3. 5億円/3. 5億円]

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興）

16百万円 [16百万円/16百万円]

(4) 被災地心のケア支援体制整備（復興）

14億円 [16億円/16億円]

平成28年度予算案に加え、政府税制改革大綱も同日閣議決定されました。

予算案及び税制改正大綱の詳細については、財務省、厚生労働省のWebサイト（以下のURL）よりご参照ください。

[財務省] トップページ

> 予算・決算 > 毎年度の予算・決算 > 予算 > 平成28年度 > 政府案 > 平成28年度予算政府案

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/PAGE000000000000177771.html

> 税制 > 毎年度の税制改正 > 税制改正の概要 （※平成28年度の箇所に大綱の掲載あり）

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

[厚生労働省]ホーム

>政策について>予算および決算・税制の概要>予算>平成28年度厚生労働省所管予算案関係

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokanyosan/>

>報道・広報>報道発表資料>2015年12月>平成28年度厚生労働省関係税制改正について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107234.html>

>政策について>予算および決算・税制の概要>予算>平成28年度厚生労働省所管予算案関係

>平成28年度各局の予算案の概要>障害保健福祉部 (障害保健福祉部の予算案)

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokanyosan/dl/gaiyo-11.pdf>

**3. 事務連絡「施設等における特定個人情報の取扱いについて」が発出される
～障害者施設の入所者の特定個人情報（個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報）の取扱いについて周知されています～**

厚生労働省は、12月17日付で「施設等における特定個人情報の取扱いについて」の事務連絡（医政局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、情報政策担当参事官室の連名）を、関係団体に対して発出しました。

事務連絡の中では、介護施設、障害者施設、児童福祉施設、その他の社会福祉施設、医療機関等の入所者・長期入院患者者等の特定個人情報（個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報）の取扱いについてまとめられています。（内容は以下参照）

（※事務連絡より転載）

施設等における特定個人情報の取扱いについて

日頃から、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月より個人番号の通知が順次開始されていますが、介護施設、障害者施設、児童福祉施設、その他の社会福祉施設、医療機関等（以下「施設等」という。）に住民票を移している方や、通知カードの送付に当たり施設等を居所として登録した入所者・長期入院等をしている方については、当該施設等に通知カードが届いている、あるいは、今後届くことが想定されます。

また、これまでも、施設等の職員が各種行政手続等を利用者に代わって行っている場合がありますが、来年1月の個人番号の利用開始以降は、施設等の職員が利用者本人の個人番号を記載した申請書を利用者に代わって提出するなど、今後、施設等において特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取扱う場面が想定されます。

このため、このような場合の施設等における特定個人情報の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、貴会会員に対して周知をお願い申し上げます。

記

第1 施設等で特定個人情報を保管する場合の取扱い等について

通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報が記載された書類については、利用者本人、家族や成年後見人等の代理人が保管することが基本であるが、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見

人等の代理人がない場合など、これに依ることが困難な場合は、施設等において保管して差し支えないこと。また、この場合は、以下の取扱いとすること。

- (1) 可能な限り、施設等に特定個人情報が記載された書類の保管を委託することについて、利用者本人の意思を確認すること。
- (2) 特定個人情報が漏えいすることのないよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(特定個人情報保護委員会)を参考にして、適正に取り扱うこと。また、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、通知カードや個人番号カードなど個人番号をマスキング(黒塗りして見えなくすること)することができない書類を除き、個人番号の部分を削除又は復元できない程度にマスキング等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管することが望ましいこと。
- (3) なお、現時点で利用者本人が保管している場合であっても、家族や成年後見人等の代理人がない利用者については、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による通知カード等の保管が困難となった場合の取扱いについて、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこと。

※1 施設等で利用者の特定個人情報を保管する場合は、例えば以下の場面が想定される。

- ・施設等に通知カードが届いた場合で、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難である場合
- ・利用者本人が、通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報を管理していたものの、その後、心身の機能や判断能力の低下等により、当該書類の保管が困難となる場合 等

第2 施設等が利用者本人に代わって個人番号の記載等を含む行政手続に係る申請等を行う場合の取扱いについて

(1) 代理申請等を行う場合

番号制度では、代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、行政手続の申請等を行い、特定個人情報を提供することが認められており(番号法第19条第3号)、申請等の手続において、個人番号利用事務等実施者による①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認を行うことが必要とされている(番号法施行令第12条第2項)。

施設等の職員が、代理権の授受を受けて、利用者本人に代わって行政手続に係る申請等の代理を行う場合は、この①～③の手続が円滑に行われるよう、以下(「Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合」)を参考に適切に申請等の手続を行うこと。

(2) 申請等の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合

①代理権の授与が困難な利用者本人に代わって申請等を行う場合

利用者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、代理権の授与が困難である場合は、申請書等に個人番号を記載せず、従来どおりの申請等を行うこと。

②利用者本人の使者(※2)として申請書等を提出する場合

利用者本人等の意向により、申請書等に個人番号を利用者本人が記入した上で、施設等の職員が、利用者本人の使者として申請書等の提出をする場合は、施設等の職員が個人番号を見ることのないよう、施設等の職員は、申請書等を封筒に入れる等の措置をした上で提出すること。

なお、この場合、施設等の職員は、利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできないこと。

また、この場合、自治体の申請窓口等においては、本人から郵送により個人番号の提供を受ける場合と同様に、別紙（「I. 本人から個人番号の提供を受ける場合」）のとおり、①番号確認、②身元（実存）確認を行うことが必要とされていること。

※2 利用者本人は、自分の意思で行政手続の内容の確認等ができるが（＝代理権の授与は行わない）、身体の機能の低下等により、利用者本人自身が、申請書等を行政機関等に提出することが困難で、施設等の職員が代わりに提出する場合等を想定。

（お問い合わせ先）

【介護施設について】

担当：老健局総務課 企画法令係

TEL:03-3591-0954（内線3909）

【障害者施設について】

担当：障害保健福祉部企画課 企画法令係

TEL:03-3595-2389（内線 3017）

【児童福祉施設について】

担当：雇用均等・児童家庭局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2491（内線7877）

【その他の社会福祉施設について】

担当：社会局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2612（内線2815）

【医療機関について】

担当：医政局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2189（内線2519）

【全般について】

担当：情報政策担当参事官室 企画法令係

TEL：03-3595-2314（内線7439）

別紙 本人確認の措置

（事務局にて一部転載）

対面・郵送による確認（※郵送の場合は、書類又はその写しの提出）

【I. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

[番号確認]

①個人番号カード

②通知カード

③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

④ ①から③までが困難であると認められる場合

- ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）
- イ 住民基本台帳の確認（市町村長）
- ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。
- エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）
※ 個人番号利用事務等実施者が発行等する書類などを想定。

【身元（実存）確認】

- ①個人番号カード
- ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ③官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）
- ④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上
 - ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
 - イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）

【Ⅱ. 本人の代理人から個人情報の提供を受ける場合】

【代理権の確認】

- ①法定代理人（成年後見人を想定）の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- ②任意代理人の場合には、委任状
- ③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（※ 本人の健康保険証などを想定。）

【代理人の身元（実存）の確認】

- ①代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ②官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）
- ②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの）
- ③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上

- ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）

[本人の番号確認]

- ①本人の個人番号カード又はその写し
 - ②本人の通知カード又はその写し
 - ③本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し
 - ④ ①から③までが困難であると認められる場合
 - ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）
 - イ 住民基本台帳の確認（市町村長）
 - ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認
 - エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）
- ※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを想定。

4. 事務連絡「障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について」が発出される ～マイナンバー制度の障害分野に特化した留意事項が示される～

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部は、平成27年12月28日付で「障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について」（事務連絡）を、都道府県・指定都市・中核市宛に発出しました。

事務連絡の中では、個人番号を記載することが法令で定められている申請書等（「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」「申請内容変更届出書」等）が明示されています。

（※事務連絡より一部転載）

事務連絡

平成27年12月28日

各 } 都道府県
指定都市
中核市

障害福祉主幹部（局）御中

障害保健福祉部企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について

平素より障害福祉行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月以降、個人番号の通知が始まり、来年1月から個人番号の利用や希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。

番号制度導入に関しては、「障害保健福祉分野における番号制度の導入について」（平成27年10月29日付け事務連絡）（別添1）により、必要な準備等についてお示したところですが、今般、番号制度の実施に当たり留意すべき事項等を別紙のとおりまとめましたので、その内容を御了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いいたします。

別紙

障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について

1. 申請書等の様式について

(1) 様式を示している申請書等

①法令により様式を定めているもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）により、様式に個人番号の記載欄を追加したものは以下のとおり。

- 「身体障害者手帳交付申請書」
- 「特別児童扶養手当認定請求書」
- 「特別児童扶養手当額改定請求書」
- 「特別児童扶養手当所得状況届」
- 「障害児福祉手当認定請求書」
- 「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」
- 「特別障害者手当認定請求書」
- 「特別障害者手当所得状況届」
- 児童扶養手当の支給停止に関する届出（第3条の2（様式第5号の2「児童扶養手当支給停止関係届」）の申請事項に個人番号が追加されたことに伴い、これと同様の扱いをすることとされている「特別児童扶養手当支給停止関係届」

②通知等により様式の例を示しているもの

通知等の改正により、様式の例に個人番号の記載欄を追加したものは以下のとおり。ただし、●は、法令において申請書等の記載事項が定められており、個人番号を記載することが法令で定められているものを示す。

- ・「障害児福祉手当受給者台帳」（障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について）
- ・「特別障害者手当受給者台帳」（同上）
- ・「福祉手当受給者台帳」（同上）
- ・「障害者手帳申請書」（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について）

- ・「障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」(同上)
- 「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」(同上)
- 「自立支援医療費(育成・更生・精神通院)支給認定申請書(新規・再認定・変更)」(自立支援医療費の支給認定について)
- ・「自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療・更生医療・精神通院)」(同上)
- 「補装具費(購入・修理)支給申請書」(補装具費支給事務取扱指針について)
- ・「身体障害者居住地等変更届書」(身体障害者手帳に係る交付手続及び医師の指定に関する取扱いについて)
- ・「身体障害者手帳再交付申請書」(同上)
- ・「身体障害者手帳返還届」(同上)
- ・「特別児童扶養手当受給資格者台帳」(特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について)
- ・「特別児童扶養手当受給資格者名簿」(特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について)
- ・「特別児童扶養手当受給資格者台帳」(特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について)
- 「(介護給付費訓練等給付費特定障害者特別給付費地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」(介護給付費等に係る支給決定事務等について)
- 「(特例介護給付費特例訓練等給付費特例特定障害者特別給付費特例地域相談支援給付費)支給申請書」(同上)
- 「申請内容変更届出書」(同上)
- 「受給者証再交付申請書」(同上)
- 「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」(同上)
- 「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」(同上)
- 「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」(障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について)
- 「高額障害児(通所・入所)給付費支給申請書」(同上)
- 「障害児入所給付費特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」(同上)
- 「申請内容変更届出書」(同上)

※これらの様式及び様式の例については、以下の通知等により、都道府県、指定都市及び中核市宛てに送付している。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について(平成27年11月12日障発1112第6号)
- 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」等の一部改正について(平成27年11月12日障発1112第7号)
- 支給決定等の申請書様式例について(平成27年11月13日事務連絡)

○通所給付決定等の申請書様式例について（平成27年12月2日事務連絡）

○申請様式等の再送付について（平成27年12月10日事務連絡）

(2) 様式を示していない申請書等

○自立支援医療受給者証の再交付の申請など、法令上、申請書等の記載事項として個人番号が追加されたものの、申請書等の様式が法令・通知等により定められておらず、地方公共団体が独自に定めているものについては、当該様式に個人番号記載欄を追加する必要があること。

○措置入院に係る費用の徴収に関する事務など、申請書等の記載事項として個人番号が定められておらず、かつ、申請書等の様式を地方公共団体が独自に定めているものについては、当該事務が個人番号利用事務として定められている以上、基本的には当該様式に個人番号欄を追加することが望ましいこと。

※様式を定めていない事務について、新たに様式を作成することまでを求めるものではない。

○地域生活支援事業の実施に関する事務については、地方公共団体ごとに事業の内容や申請手続等が異なることから、個人番号を取得するか否かについては、各地方公共団体においてその内容や事務処理を踏まえて判断すること。

〔以下、掲載略〕

通知の全文については現時点で厚生労働省ホームページ等には掲載されておりませんので、各都道府県・指定都市・中核市障害福祉主幹部（局）へのお問合せ等にてご確認ください。

5. 平成26年度「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」が公表される～施設従事者等による虐待で相談・通報件数は減少、虐待件数は増加～

厚生労働省は平成27年12月22日、平成26年度の都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等に関する調査結果をまとめた報告書を公表しました。この調査は、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法を受け、各都道府県等の対応の状況を毎年度明らかにすることを目的に実施されています。

障害者虐待防止法では、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待③使用者による障害者虐待が定義されていますが、③については昨年8月に先行して調査結果が公表されていました（本ニュース322号（10月1日）参照）。

調査結果によると、平成26年度に全国の都道府県・市区町村に障害者虐待について相談や通報のあった件数は、養護者による障害者虐待（①）は4,458件（前年度比177件減）、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（②）は1,746件（前年度比114件減）に上ります。そのうち虐待があったと判断されたものは、①で1,666件（相談・通報件数に占める割合は37%、件数は前年度比98件減）、②で311件（相談・通報件数に占める割合は18%、件数は前年度比48件増）です。被虐待者数については、①で1,695人（116人減）、②で525人（前年度比70人増）です。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待で、相談や通報のあった件数は減少している一方、虐待があったと判断された件数、被虐待者数は増加しています。虐待が認められた事業所種別では、件数の多い順で、障害者支援施設76件、就労継続支援B型45件、共同生活援助45件、生活介護40件、放課後等デイサービス30件、就労継続支援A型22件となっています。

以下に、調査結果の中の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の主なポイントを掲載していますので、ご参照ください。

<主なポイント（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）>

- 相談・通報件数については、平成25年度から7%減（1,860件→1,746件）。判断件数については18%増加（263件→311件）している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、増加している。
（平成25年度：14%（263/1,860）、平成26年度：18%（311/1,746））
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が24%と最も多い。昨年度と比べ、相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等、当該施設・事業所職員、当該・事業所設置者・管理者からの相談・通報件数が増加している（平成25年度：469件、平成26年度：592件）。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が58%と最も多く、次いで心理的虐待が42%、性的虐待が14%、経済的虐待が8%、放棄、放置が3%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が76%と最も高く、次いで身体障害が22%、精神障害が14%の順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が46%、その他従事者が13%、管理者が10%、サービス管理責任者が8%の順。
- 虐待の事実が認められた事例（311件）への対応状況として、
 - ・都道府県又は市区町村が行った対応は、「施設等に対する指導」187件、「改善計画提出依頼」127件、「従事者への注意・指導」67件
 - ・障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは、235件（※）であり、昨年度（180件）と比べ、30%増加している。
- （※）内訳⇒ 「報告徴収・出頭要請・質問・立入検査」188件、「改善勧告」33件、「指定の全部・一部停止」8件、「改善命令」6件、
- 虐待による死亡事例は、なし。（昨年度は1人）

報告書の全文は、以下URLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>報道・広報>報道発表資料>2015年12月>平成26年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107538.html>

6. 厚生労働省「障害福祉サービス等経営実態調査見直し検討会」（第3回）が開催される～報告書案は了承、回答率の向上が大きな課題とされる～

平成27年12月24日に3回目の「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会」（座長：平野方紹 立教大学教授）が開催されました。この検討会は、次期（平成30年度）報酬改定に向けて実施される障害福祉サービス等経営実態調査の手法や調査項目、回答率向上のための取組みについて検討することを目的としたものであり、平成27年9月に第1回検討会が開催されました。とりまとめは平成28年1月の予定とされています。

今回（第3回）の検討会では、報告書案に基づく最後の協議が行われましたが、構成員からの意見

は今後の課題に係るものであり、報告書への反映を求めるような意見は特に上がりませんでした。それを受けて、座長と事務局で文言の最終調整をして報告書（「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて」）をとりまとめることで了承されました。以下に報告書案の概要を掲載していますので、ご参照ください。

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて（概要）（案）

障害福祉サービス等経営実態調査について、次期報酬改定に向けて、より現場の経営実態を反映できるように、必要な見直しを行う。

<主な見直し内容>

● 複数年のデータ把握

継続的に施設・事業所の収支状況等を把握するため、改定前年に行う調査に加え、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査において改定前後の2年分のデータを把握する。

● 財務諸表の活用

改定の際の参考として、施設・事業所の収支状況等と併せ、新たに長期借入金返済支出についても調査を行う。

● サービス間の費用按分等

社会福祉法人新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分を行う。

● 有効回答率の向上に向けた方策等

- ・ オンライン調査の促進や記入要領の改善等により、有効回答率の向上に引き続き努める。
- ・ 無効となる回答を可能な限り減少できるように、休廃止状態の事業所を調査客体から除外する。

協議終了後には、平野座長から、「介護保険の経営実態調査と一緒にないといけないということではないがやはりその影響を受けざるを得ない、これまでしてきた障害福祉サービスの経営実態調査と全く別の調査にはできない、といった制約がある上での協議となった。これまでの調査では十分くみ取ることができなかった現場の状況を何とかくみ取りたいと思う一方で、調査自体は中立なものではなくてはいけない。事業主体が非常に多様になっている中で難しいことではあるが、調査をより良いものにしていく検討がこれからも必要となる」とのコメントがありました。

協議の中で、有効回答率の低さ（平成26年調査は33.2%）が前回（平成27年度）報酬改定時の予算折衝において財政当局から強く指摘されていたこと等の経過が報告されていたこともあり、最後に藤井障害保健福祉部長は、「経営実態調査の重要性は増している。前回の報酬改定の際に今後の検討課題（回答率含む）とされたこともある（※）。事業者に実態調査の重要性を理解してもらうことが不可欠であるので、そのための努力を我々としてもしていきたい」とまとめられました。

（※）平成27年度報酬改定では、とりまとめ資料（「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」）の最後に「引き続き検討、検証が必要ではないかとの意見があった」として、以下の内容が盛り込まれました。

○福祉・介護職員処遇改善加算の拡充等が、障害福祉サービス等従事者の処遇改善に着実に繋がっているか。

- 計画相談支援について、基本報酬をどう評価するか。また、モニタリングの実施頻度について実態を把握すべきではないか。
- 経営実態調査について、施設・事業所の経営の実態をよりの確に把握できるよう見直すことや、有効回答率を上げる努力が必要ではないか。

報告書案の全文は以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>障害保健福祉部が実施する検討会等>障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会>障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会(第3回)資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107956.html>

7. 内閣府「障害者政策委員会」(第27回)が開催される ～障害者権利条約に基づく第1回政府報告案について確認～

第28回内閣府障害者政策委員会(委員長:石川 准 静岡県立大学教授)が平成27年12月18日に開催されました。前回に引き続き、障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)に基づく第1回日本政府報告案(以下、政府報告案)のとりまとめに向けた協議が行われ、具体的に加筆修正する内容についての確認が行われました。

政府報告案は、障害者権利条約の条文(第1条～第33条)毎に、その実施に関連した法律等の情報と、条約上の権利の実現に向けてとられた実質的な措置や、結果として達成された進展等を中心に記載する内容になっています。政府報告の分量は提出先の国連の規定により上限(英文で60ページ)が定められているため、障害者政策委員会での「議論の整理」はその全文を政府報告の別添資料として加えることとされています。また、「議論の整理」での意見のうち、ワーキングセッションを設けて議論された課題(成年後見制度も含めた意思決定支援、精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援、インクルーシブ教育システム、雇用、情報アクセシビリティなど)については、政府報告の本文に障害者政策委員会としての意見を盛り込むこととされています。

今後の具体的なスケジュールについての特段の説明はありませんでしたが、以前の委員会での説明によれば、政府報告案のとりまとめ後に、パブリックコメントを実施して英訳し、国連の障害者の権利に関する委員会に報告する予定とされています。最初の政府報告の提出期限とされている条約発効後2年以内(平成28年2月)に国連に提出できるかは明確にされていません。

報告案の全文は以下のURLに掲載されていますので、ご参照ください。

[内閣府]ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ >障害者施策>もっと詳しく>推進体制>障害者政策委員会>第28回 障害者政策委員会 議事次第

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_28/index.html